

知財 ist® (チザイスト) になろう!

一般社団法人
発明推進協会

9月の知的財産スポット講座

審決取消訴訟の着眼点

～負け審決をどのようにして覆すか～

2019年9月12日(木) 14:00～17:00

講師 阿部 隆徳 氏

阿部国際総合法律事務所 代表パートナー
弁理士(日本国・米国ニューヨーク州) 弁理士(日本国)
大阪大学大学院医学研究科 招聘教授



◆特許庁から負け審決を受領した後、どのようにして負け審決を覆すか、悩まれたご経験をお持ちだと思います。

◆当セミナーでは、審決取消訴訟においてどのような着眼点をもって戦うべきかを、阿部隆徳弁護士が実際に担当し、負け審決を知財高裁で覆した3つの審決取消訴訟をもとにご説明します。

◆具体的には、商標審決取消訴訟(クロコダイル対ヤマト)、特許審決取消訴訟(ノバルティス対特許庁)、特許審決取消訴訟(日亜化学対エバーライト)を題材にします。

◆審決取消訴訟案件を担当される方へおすすめの講座です。

【解説内容】

1. 商標審決取消訴訟事件

原告: クロコダイル・インターナショナル・プライベート・リミテッド

被告: ヤマトインターナショナル株式会社

2. 特許審決取消訴訟事件

原告: ノバルティス・アクチェンゲゼルシャフト

被告: 特許庁長官

3. 特許審決取消訴訟事件

原告: 日亜化学工業株式会社

被告: エバーライト・エレクトロニクス

■■2018年度講座 お客様の声■■

- ・個々の事件に関して、要点を分かり易く簡潔に解説いただき、非常に有意義な講義だった。
- ・具体的で丁寧な説明なので、整理しやすかった。
- ・阿部先生の語り口は明快でとても分かりやすい。お話がうまかった。
- ・訴訟経験者でないと分からない、訴訟における大事な部分への理解が深まった。
- ・今後も、このように実体験をされた講師を希望する。

◇弁理士の皆様へ この研修は、日本弁理士会の継続研修として申請中です。本講座を受講し、所定の申請をすると、外部機関研修として2.5単位が認められる予定です。

◆日時 2019年9月12日(木) 14:00～17:00

◆会場 虎の門三丁目ビルディング1階 研修室 (東京都港区虎ノ門3丁目1-1)

◆定員 40名

◆講師 阿部 隆徳 氏 阿部国際総合法律事務所 代表パートナー

◆受講料 会員7,500円・一般9,500円(※消費税込み)

◆申込 FAXもしくは、HPからお申込下さい。(http://www.jiii.or.jp「知財 ist 研修・スポット講座他」)